

大阪に経済特区を設置¹

～法人税軽減による経済効果～

同志社大学経済学部 伊多波研究室

西嶋 俊²

川棚 雅史

原田 吉規

高倉 由江

松本 祐美

¹本稿は、2010年12月4日・5日に開催される、WEST論文研究発表会2010に提出する論文である。本稿の作成にあたっては、伊多波教授（同志社大学）をはじめ、多くの方々から有益且つ熱心なコメントを頂戴した。ここに記して感謝の意を表したい。しかしながら、本稿にあり得る誤り、主張の一切の責任はいうまでもなく筆者たち個人に帰するものである。

²bei0522@mail3.doshisha.ac.jp

要旨

わが国では1985年のプラザ合意以降、急速に進んだ円高により、国内では製造業を中心に多くの企業が海外に進出した。1990年代もその流れは変わることはなく、2000年以降は特に中国や新興国の発展により一層その流れが強くなっている。近年、そういったグローバル化の進展により、労働力や資本の流動性が高まり、人材及び資本の効率的かつ国際的な運用が加速している。また、一定期間の法人税引き下げや外国人雇用に関する特別制度など、魅力的な企業優遇措置を行って多くの海外企業を自国に積極的に誘致し、市場競争を活発化させることにより、国内産業のさらなる活性化を図っているアジア諸国がどんどん増えてきている。代表例としては、中国の浦東地区、韓国の仁川地区などである。

日本の法人実効税率は約40%であり、他の先進国やアジア諸国と比べると非常に高い値である。また、日本は対日直接投資額の低さも他国と比べて際立っており、対GDP比1%未満は、先進国の中でも最低値である。このような現状を踏まえ、我々は日本の法人税の制度改善に焦点を当て、積極的に企業誘致を行うために、中国や韓国のように経済特区を設け、法人税を引き下げることがを提案する。また、現在の大阪府知事である橋下徹氏が積極的に「一国二制度」、「経済特区」を掲げているのを参考にし、経済特区設置の場所は大阪をモデルとする。大阪の特定の地域に法人税率を大幅に下げた特別措置制度を設け、その法人税率引き下げによる影響がどのようなものかを計量分析モデルであるEviewsを用いて、分析・事後予測シミュレーションを行った。

分析の結果、現状の法人税率から地方税分を差し引いた値、つまり国税30%のみを法人税として課した場合、大阪府のGDPの押し上げ効果はおおよそ2兆円であることがわかった。つまり、法人税の引き下げは、大阪のGDPを増加させることが実証された。この結果を踏まえ、我々は「大阪に経済特区を設置し、法人実効税率を30%に引き下げる」という政策を提言する。

第1章 現状・問題意識

第1節 日本の法人税は高い

一般に「法人税」と呼ばれることの多い「法人所得税」は、法人の利益である所得に対する税であり、国税として法人税、地方税として法人事業税と法人住民税に区分できる。しかし、実際の法人課税の税率は、この両方の税率(表面税率)を単純に足し合わせたものが用いられるわけではない。例えば、国税(法人税)が30%、地方税(法人事業税+法人住民税)が14.79%だった場合、両方を足し合わせると44.79%(表面税率)であるが、実際は、法人税と法人事業税の税額を計算する際に、前年度の法人事業税額を考慮し調整した後の税率を用いる。この調整後の税率が、「実効税率」と呼ばれるものである。

実効税率を求めるための調整は、ここでは前年度の事業税額ではなく、今年度の事業税額を今年度の課税所得に損金算入することである。実効税率の算出式は、 $実効税率 = 法人税率 + 法人住民率(法人税率 \times 住民税割) + 住民税率 - 実効税率 \times 事業税率$ (式1) である。損金算入に値するのは、式1の【 $実効税率 \times 事業税率$ 】の部分である。事業税=課税所得 \times 事業税率なので、損金算入の額は、 $事業税 \times 実効税率 = 課税所得 \times 事業税率 \times 実行税率$ で求められる。また、式1の算出式を整理して考えるために、式1の実効税率を k とおくと、 $k = 法人税率 \times (1 + 住民税率) + 事業税率 - k \times 事業税率$ となる。右辺の【 $-k \times 事業税率$ 】を左辺に移項すれば、 $k + k \times 事業税率 = 法人税率 \times (1 + 住民税率) + 事業税率$ になり、左辺を k でくくると、 $k(1 + 事業税率) = 法人税率 \times (1 + 住民税率) + 事業税率$ となる。したがって、 $実効税率 = \{ 法人税率 \times (1 + 住民税率) + 事業税率 \} \div (1 + 事業税率)$ となる。

現在の東京都の税率は、法人住民税の法人税割が(法人税額の)20.7%、また、法人事業税の「所得割」が7.56%である。これから計算される実効税率は、現在は40.69%(表面税率を単純に足し合わせた数値は44.79%)である。

日本の法人税(国税)は、80年代以降、段階的に引き下げられてきた。(図表1-1)³現在は、1998~1999年での税改革措置によって、国際水準並みの30%まで低下している。しかし、上記でも述べたように、法人にかかる税負担は国税だけでなく、地方法人税分も含まれる。日本は、諸外国に比べると国税の法人税ではなく、地方法人税の負担が重いとしばしば指摘されている。(図表1-2)⁴は、法人所得課税の実効税率(法廷実効税率)の国際比較である。

(日本40.96% アメリカ40.75% ドイツ38.65% フランス33.33% イギリス30.0% 韓国27.5% 中国25.0%) イギリスと日本を比較してみると、国税の値は共に約30%であるが、

³出典：財務省HP「法人税など(法人課税)に関する資料(平成22年10月)」より

⁴出典：財務省HP「法人税など(法人課税)に関する資料(平成22年10月)」より

WEST 論文研究発表会 2010

日本はその上に地方税が加わっているため、結果として実効税率に約12%の差異が生じている。国税が国際水準であっても、実際の日本の法人所得に対する課税は諸外国に比べても高い水準であることが読み取れる。

各国の法人税負担は、実際には法定税率だけでなく、課税ベースの範囲や投資減税等の税制優遇措置の有無などにも大きく依存する。そこで、次はGDP（国内総生産）に占める法人税収の比率による国際比較（図表1-3）⁵を示す。ここでは分子が実際の法人税収であるため、軽減税率や上乗せ課税、税額控除などの影響が考慮されている。（図表1-3）で示された各国の法人税負担を見ると、日本はかなり負担の重い国に位置していることが一目でわかる。さらにこのグラフでは、（図表1-2）で実効税率を比較した際に高い水準を示していたアメリカ合衆国や、フランス、ドイツの負担が、日本よりも軽いことを示唆している。

現在の日本の法人所得に対する課税は、実効税率の観点だけでなく、税負担（対GDP比）の観点から見ても、他の主要国よりも厳しい状況にあると言える。この現状が引き起こす影響について、第2節で述べたいと思う。

第2節 問題意識

高水準である法人税が引き起こす問題点として、まず、日本における海外からの対内直接投資が増えないことが挙げられる。「直接投資」とは、外国の企業に対して、永続的な権益を取得する（経営を支配する）ことを目的に行われる投資のことを指す。その中でも、海外の企業による日本企業に対する直接投資を「対内直接投資」という。外国投資家による会社設立、その国の企業への経営参加を目的とする株式取得及び長期の資金貸付などの活動を意味する。

近年、グローバル化の進展により、労働力や資本の流動性が高まり、人材及び資本の効率的かつ国際的な運用が加速している。日本の対内直接投資残高の推移（図表1-4）⁶を見ると、1999年以降着実に増えてきている。対内直接投資残高とは、海外企業が日本国内に持っている様々な資産の合計のことである。1999年から増加傾向に向かった要因は、1998年に起こった金融ビク・バンによる外国為替及び外国貿易法の改正や、第一種電気通信事業の外資規制の撤廃等を通じて外資系企業の参入促進が図られたことであると考えられる。しかし、GDPに占める対内直接投資の割合に目を向けると、日本の値は約1%に過ぎない。（図表1-5）⁷表にある主要国のなかで、1%に満たないのは日本だけである。（図表1-6）⁸は、対内直接投資残高対名目GDP比の推移を表している。2005年の段階で、日本は世界標準よりも約20%の差が開いていて、その差は1980年時に比べて大きくなっている。主要欧米諸国に比べても、日本はかなり低位にとどまっている。

一方、（図表1-7）⁹では、対内直接投資収益率を示している。日本は、欧米諸国と比べて値がた

⁵出典：OECD「Revenue Statistics 1965-2008, 2009」

⁶出典：財務省、日本銀行「本邦対外資産負債残高」、内閣府「国民経済計算」

⁷出典：財団法人国際貿易投資研究所「国際比較統計」

⁸出典：KPMGインターナショナルによる「各国法人税率調査」

⁹出典：経済産業省「通商白書 2008」

WEST 論文研究発表会 2010

高くなっている。対内直接投資収益率は、値が大きい方が、海外の企業が低い収益を上げられることを意味する。よって、日本において、直接投資が増大する余地は十分にあるとすることができる。

政府も、日本のこのような対日直接投資の現状に危機感を感じている。2008年3月には、総理を議長とする対日投資会議を開催し、対日直接投資増加の重要性について話し合いが行われた。この会議においては、2010年までに対日直接投資残高のさらなる倍増(GDP比5%程度)を目指す「対日直接投資加速プログラム」が査定され、対日直接投資の抜本的な拡大に向け、5つの提言が発表された。(1)M&Aの円滑化に向けての制度設備(2)外資規制の在り方の包括的検討(3)セクター別の重点戦略の査定(4)ビジネスコストの削減と制度の透明化の向上(5)外資誘致による地域活性化と外資歓迎アピールの強化である。特に、(4)、(5)項目は本論文にも非常に関係していて、グローバル競争の中で、海外の企業や投資家が対日直接投資に魅力を感じる規制・制度の改革を進めることと、外資誘致による地域活性化を実現するべく外国人、外国資本が活動しやすい地域を作るとともに、外資歓迎姿勢のアピールを強化が重要であると述べている。また、同年9月の安部総理の所信演説においても、地域活性化にもつながるこの海外からの投資をGDP比で倍増する計画の早期達成を目指すことが表明された。日本政府も、積極的に対内直接投資を拡大させようとする動きを見せている。

次に、高い法人税による影響として考えられるのが、国内の産業空洞化である。産業空洞化とは、国内企業が海外へ進出することにより、国内の産業が衰退することである。現在の日本は、対内直接投資に比べ、対外直接投資の割合が非常に大きい。つまり、日本の現状として、産業空洞化が深刻化している。その原因の一つが、法人税であると考えられる。

企業が海外移転を行う際、法人税率が低い国が優位になる。法人税率の低い国に進出するメリットは、生産コストを大幅に軽減できることである。企業は、浮いた資金を設備投資などに回すことができ、さらなる生産性の向上をもたらすことになる。1980年代後半のプラザ合意による円高が急激に進んだこともあり、自動車産業や電子機器産業などの製造業分野で多くの企業が安い労働力や生産コストを減らすために、海外進出を行う企業が増加し始めた。1990年代以降、グローバル化の発展により、さらに多くの企業が海外に進出することとなり、日本は対外投資が対内投資を大きく上回ることとなった。(2007年は3倍、2008年は5倍)上記で述べている通り、現状で他の国々と比べて対内直接投資が少ないということは、グローバルな企業誘致競争において日本経済が負けつつあるということの意味する。国内企業の多くも生産コストを軽減するために安い労働力や法人税の低い近隣のアジア諸国に進出するケースが近年増加傾向である。実際に海外に進出した日本企業数は、中国を中心にアジア地域におよそ9000社、ほかの地域は欧米合わせても4000社程度存在する。半数以上がアジア地域に集中している。¹⁰

このままに日本の体制では、グローバル化した国際経済のもとで、産業基盤が海外に移転し、国内産業の空洞化が深刻化すると考えられる。さらに、海外進出する企業は、競争力のある大企業が中心で、雇用の流出と、そのことによる日本経済の国際競争力の低下が起こる危険性が生じ

¹⁰経済産業省 「08年版海外進出企業総覧国別編」

WEST 論文研究発表会 2010

ている。

第3節 法人税引き下げの必要性

第1項 各国の法人税引き下げの動き

第2節で述べた法人税が高税率であることによって引き起こる問題を懸念し、世界の流れとして、近年、法人税率を引き下げる国が相次いでいる。2006年に発表されたKPMGインターナショナルによる「各国法人税率調査」では、世界法人税率の動向が分析された。1993年の調査対象国は23ヶ国、2006年の対象国は86ヶ国であった。(図表1-8)¹¹では、1993～2006年の世界各国の法人税率を調査し、全対象国の法人税率の平均値の推移が示されている。結果によると、調査開始当時の1993年から2006年の14年間で、調査の全対象国の平均法人税率は38%(1993年)から27.1%(2006年)に低下した。各国がそれぞれに企業における競争力の充足と、他国からの企業誘因を目指して、全体を通して約10%の低下が見受けられる。経済を活性化させ経済成長を促進するためにも、法人税の改革が重要であるとの認識が広まっており、多くの国が投資促進のための環境設備に取り組んでいる。

(図表1-9)¹²は、1999～2009年の10年間で各国の法人税がどのような変移を見せたかを算出したデータである。ほぼすべての国で法人税は減少傾向にあることを読み取ることができる。また、ドイツが大胆な法人税の減税を行ったことや、多くの国で10%～15%ほどの法人税減税をしていること、数%台の減税しかしていないのは日本やアメリカ、イギリスなど少数派でしかないことも見て取れる。

具体的に各国がどのような引き下げを行ったかという点、2006年のドイツは、EU諸国で最も高い38.3%であったが、その後税改革を行い、2008年1月から法人税率(連邦税・基本税率)を25%から15%へ、法人実効税率を約39%から約29%へ引き下げた。他のEU諸国でも、国内企業の引き留めや外国企業の誘致を目的に、旧東欧諸国などが法人税を引き下げる動きをとった。ドイツでは、イギリスでは2008年4月に約30%から約28%へ引き下げを行った。また、オランダ、フィンランド、デンマーク等の欧州中堅国は、2005年から2007年の間に法人税率を引き下げたことにより、法人実効税率が25%前後となっている。そして、2004年にEUに加盟したチェコ、ポーランド、スロバキア、ハンガリー、スロバキア等では、2004年から2008年の間に法人税率を引き下げたことにより、法人実効税率が20%前後となっている。現在、欧州の主要国の法人実効税率は30%前後である。

アジア諸国においても、法人税率を引き下げている国が多数存在し、(図表1-10)¹³外資誘致を国内経済の起爆剤とすることへの強い期待による租税政策を行っている国や地域が多い。例えば、シンガポールでは、法定税率を積極的に引き下げている国として有名である。2000年頃まではタ

¹¹出典：KPMGインターナショナル「各国法人税率調査」

¹²出典：OECD「Taxation of corporate and capital income Table2.1」

¹³出典：大阪府(内閣官房 地域活性化統合事務局)「関西の強みを活かす総合特区の提案」

WEST 論文研究発表会 2010

ックスヘイブンと認定されることを避けることなどから法人税率の引き下げに慎重であったが、2000年以降は海外誘致を進めるために大胆な税率引き下げを進め、2010年度現在、法定税率は17%まで低下している。周辺地域の香港もシンガポールと同様に都市国家として国際・地域統括社会の誘致に積極的であり、法定税率は16.5%である。また、韓国では、仁川経済自由区域において、外資系企業に対する法人税率は100%免除すると定めた。ただし、100%免除を行うのは5年間だけとし、後の2年間は60%免除、その後は通常の法人税額となる。中国では、経済特区において、ハイテク企業に法人税の免除による特別措置を設けている。

上記のデータから、日本と世界との税率格差は徐々に拡大している。特に、競争相手であるアジア諸国との税率格差は極めて大きい。こうした中で、わが国が高い法人実効税率を維持し続けられれば、税負担の高さが企業の投資判断を歪め、国内に良質な投資機会があったとしても海外投資が選考されてしまうおそれがある。更には、利益の源泉である無形資産等の海外流出を招くおそれもある。企業の税コスト意識が高まる中にあることは、人材育成や研究開発環境の整備などに取り組み国内の投資環境をどれだけ魅力的なものにしたとしても、税負担が高ければ、そうした経済活性化努力の効果は大きく減殺されてしまう。

企業が、研究開発や付加価値の高い製造などの中核的な機能を日本国内に維持しつつ、グローバル市場で利益を拡大し、その利益をもって日本国内での新たな投資やイノベーション活動の原資としていくという高付加価値化リサイクルを実現することは、グローバル化の下での日本の成長戦略の重要な課題である。こうした観点から、企業の国際事業展開や海外利益の適切な国内還流を税制が阻害することなく、また、企業の競争力低下や海外流出を招くことのないよう、法人実効税率の引き下げは重要である。

第2項 法人税引き下げによる影響

法人税の引き下げにより、「企業」「家計」「政府」を通して国内経済へ大きく影響すると考えられる。(図表1-11)¹⁴

① 企業部門への影響

法人税の引き下げは、資本コストの低下等を通じて企業の設備投資や研究開発投資を増加させる。そして一人当たりの資本の増加・生産性の向上を通じて、日本の成長力を高め、日本企業の海外流出抑制にもつながる。また、国際的な資本移動の観点からみると、法人税率引き下げは国内立地の優位性を高め、外国企業の日本市場への参入を促す効果があり、対内直接投資の増加をもたらす。

② 家計部門への影響

法人税は、法律上は法人に賦課されるものであるが、その税負担は配当や賃金の増減という形で株主や労働者に転嫁される。このため、法人税率引き下げは、家計部門の経済活動に間接的な影響を及ぼす。法人税の転嫁先は明確ではなく、また、時間的な要素などによっても変化する。しかし、法人税は最終的には個人によって負担されているため、法人税率引き下げは何らかの形

¹⁴出典：第一生命経済研究所経済調査部 Economic Trends 「求められる法人税の引き下げ」(2008.6.16)

WEST 論文研究発表会 2010

で家計に利益をもたらす。その結果消費の拡大につながる。

③ 政府への影響

法人税率引き下げによって経済活動が刺激されれば税収が増え、その分だけ減税コストが軽減される。法人税率引き下げの動学的な影響を捉えるにあたっては、こうした法人税率引き下げの税収へのフィードバック効果(税収減を緩和する効果)が見逃せない。

第3項 海外企業誘致促進、対内直接投資拡大

外国企業の呼び込みにあたっては、低い法人税率のみならず、優秀な人材、安いインフラコスト等が重要であり、それらに総合的に取り組む必要があると認識されている。その中でも、法人税率は、経営者にも分かり易く、立地判断にあたって大きな影響がある。過去の諸外国の実証分析を総合すると、法人実効税率5%引下げにより対内直接投資が15%増えると見積もられる。(鈴木将覚「法人税引き下げが経済に及ぼす影響～設備投資、賃金、税収へのインパクト～」『みずほ総研論集』(2007)) (図表1-12)¹⁵

日本貿易振興機構による「第9回対日直接投資に関する外資系企業の意識調査」では、在日外資系企業(外資出資比率が3分の1以上)2684社を対象に、「対日直接投資を増やすためにはどのような政策をすれば効果的か」と質問に対し、「税負担の軽減」が効果的もしくは非常に効果的である、と回答した企業が約7割以上となった。(図表1-13)¹⁶この結果から、外資系企業は、投資を行う際にビジネス環境や税制、企業法則をはじめとする諸制度、特に税負担について関心を持っていると考えられる。

また、対日直接投資を上げることで、大きく分けると以下の6つのメリットがあると考えられる。

17

① 優れた経営資源の移転

対日直接投資により、経営資源の移転が行われる。経営資源とは、様々な技術、研究開発力、特許・技術、ビジネスモデルなどの知的財産、人事・労務管理ノウハウ、マーケティング、ブランド、資金調達力、マネジメント能力などのことである。外資系企業の進出とともに経営資源が我が国にもたらされ、拡散することで、我が国の企業や経済の活性化が進むことが期待される。また、外資系企業と日本企業との経営ノウハウの融合により、新しい優れた経営ノウハウが産み出される可能性もある。とくに、M&Aにおいては、直接的な移転が行われ、短期的な成果が期待できるが、それに限らず、外資系企業の進出がもたらす経営資源は、経済のグローバル化への対応を迫られている我が国の企業にとっての刺激となる。

② 消費者利益の拡大

外資系企業により、今までに我が国にはなかった新しい商品やサービスが提供されるとともに、競争が促進されるので、消費者の利益が拡大する。また、進出した企業が我が国固有のやり方にとらわれずにその市場で行動することで、今まで当然とされてきた我が国の商習慣や規制が打破されるきっかけが作られる。さらに、それが経済の効率化をもたらし、従来の商品やサービスの

¹⁵出典：財務省「国際収支統計」より経済産業省

¹⁶出典：日本貿易機構「第9回対日直接投資に関する外資系企業の意識調査」

¹⁷第一勧銀総合研究所『対日直接投資促進施策の評価と今後のあり方に関する調査研究』2001, pp. 4-8. より引用

WEST 論文研究発表会 2010

質の向上や価格の低下となって現れ、消費者利益として還元される。

③ 新たな国際経済関係への参加

直接投資が、対外、対内の双方向で活発に行われることにより、我が国は国際経済の均衡のとれた発展に寄与することになる。我が国の資源を外国の企業にも開放することで協調的な国際関係の形成に貢献することにもなる。また、対日直接投資は、地域経済活性化に資するものとしての期待も大きい。

④ 雇用機会の創出

外国企業の進出によって雇用が創出される。70年代の欧米諸国では、伝統的な製造業が地方から撤退するなどして、失業率の増加が深刻となり、その対策として、積極的な外国企業の誘致が図られた。我が国では、海外への生産拠点の移転により、地方における雇用問題は深刻化しており、その解決策として、外国企業の進出が期待されている。さらに、雇用の確保は、人口の増加、税収の増加など、様々な波及効果が期待できる。

⑤ 税収の増加

地方自治体にとっては、企業の立地により、法人事業税、法人住民税、固定資産税、都市計画税、不動産取得税などの税収が期待できる。とくに、一般に外国への進出を企図する企業は、その土地でも十分利益をあげられるという見通しを持っていることが多く、現実には、我が国に進出した多くの外国の企業は高い利益率を上げているといわれている。ただし、地方自治体は、誘致のためのインセンティブとして、これら税の減免を行うこともある上、進出企業から直接的な税収が得られるのは進出後数年経ってからとなるのが普通である。

⑥ 地域の企業への波及効果

進出企業が、原料の調達等で、その地域の既存企業と直接的な取引関係に入ることによって、地域全体への波及効果が見込まれることになる。新たな企業の進出は、直接的な取引だけでなく、物流業者、金融機関等、企業運営を支援する産業の取引拡大にも寄与する。また、地域の産業の競争力強化にもつながる。進出企業と競合する業種の既存企業にとっては、一見脅威であり、競争激化により既存企業の淘汰を引き起こす危惧もあるが、中長期的に見ると、互いに競い合うことで、他の地域にない競争力をもつことになる。その他、同種あるいは類似した業種の産業が集中していることの多い我が国の地方都市における産業の多様化、地域の国際化など、様々な効果が期待できると見られている。

第4項 国内の産業空洞化の防止

法人税引き下げは、海外企業誘致だけでなく国内企業の海外流出による国内産業の空洞化を防ぐことも予測できる。帝国データバンクが実施した法人課税や実効税率等に対する企業の意識についての調査(調査期間は2010年7月)では、法人課税の実効税率について引き下げの是非について、「引き下げるべき」と回答した企業は71.4%、「引き下げるべきではない」は同10.4%であ

WEST 論文研究発表会 2010

った。(図表 1-14)¹⁸この調査で企業の意識としても日本の法人税率が高く、負担に感じていることがわかる。

一方で、東京都が実施したアンケート調査(2007年12月)では、海外への事業展開を行う理由で多いのは、生産拠点のケースでは「賃金コスト負担の軽減」(49.7%、複数回答、以下同じ)、「豊富な労働力が確保できる」(44.6%)、「市場規模拡大の一環」(44.3%)の順となっており、「法人化税負担の軽減」はわずか2.7%に過ぎない、という結果が示された。生産拠点以外のケースでは、「市場規模拡大の一環」(63.2%)、「取引関係強化」(41.3%)、「関連企業への近接性」(30.2%)の順で、「法人課税負担の軽減」は3.6%に過ぎない。ただ、日本企業が海外移転を考える際の主たる要因が、国内の法人課税負担の重さとは考えられないにしても、移転先を選ぶ際に、その国の法人実効税率が低ければ、移転先として有利になることはあり得る。つまり、上の海外移転の様々な条件を満たす国が複数あるケースで、最終的にそのどれかに決める際に、法人課税の負担の低さが決め手になるというような場合である。最近の一部の有力企業の本社や生産拠点の海外移転、海外研究開発拠点の設置については、移転先を決める際に、法人課税負担の低さも考慮されたと見られるケースがある。現に新興国が投資呼び込み競争で法人課税の引き下げ競争を行っているという事実も、実効税率の低さが決め手の1つになることを示している。

第4節 大阪に経済特区を設置する動き

法人税を引き下げべきではないか、という我々の論点は、大阪府における経済特区設置の提案のなかでも議論されている。第4節では、大阪府の経済特区設置を求める考え方と、経済特区における法人税の引き下げの提案を紹介する。

まず、大阪府橋下知事案「“特区制度”を活用した大阪・関西の成長戦略」(平成22年3月)を挙げる。この戦略案では、日本が成長するための3つの考え方を示している。第一に、「一国多制度」の導入で、アジアとの競争に打ち勝つこと、つまり、国が「分配」し、地方がそれに「依存」する従来のシステムから脱却し、地方が主導権を持って、個性を発揮することが重要であるとしている。第二に、「経済特区」の設置により、大都市圏の成長を戦略的に加速させ、日本全体を底上げ・発展が期待できる、としている。第三に、アジア各国・都市間の激しい企業誘致を中心とした国際競争の中で、他を圧倒する思い切ったインセンティブを与えることが日本の成長には不可欠である、としている。

さらに、2010年9月21日、大阪府は(内閣官房 地域活性化統合事務局)「関西の強みを活かす総合特区の提案」を発表した。この提案で、大阪府は、グローバル化が進む社会で日本経済が打ち勝つためには、これまでの延長線ではなく、従来の枠を超えた大胆な取組みが必要である、と示している。そのためには、いま一度、技術立国としての強みとポテンシャルを生かし、外需を

¹⁸出典：帝国データバンク「法人課税の実効税率等に対する企業の意識調査」2010年8月4日

WEST 論文研究発表会 2010

取り込んで内需に転換させることが不可欠であり、その肝は「対内投資の拡大」と「観光インバウンドによる消費拡大」である、としている。そして、それらを実現させるためには、ある一部の地域を経済特区と称して、そこにグローバル化に対応した特別措置を施すべきである、と示している。

特別優遇措置の具体的な対策の一つに、法人税の軽減をし、企業誘致に大胆なインセンティブを与えることが提案されている。大阪府の提案では、効果を最大にさせるために、規制緩和や優遇措置等を活用できる地域「エリア」と、エリアの上で、更なる大胆な優遇・特例措置を思い切って集中的、短期的に講じ、一気にコア機能の立地・集積を図る「拠点」を形成することを発議している。企業や人材を呼び込み、海外流出を食い止め、高付加価値を生み出す特区税制を目指し、まずは、特区における法人関係税の実効税率を20%台にする、と示した。さらに、徹底した高付加価値化を促進し、海外マーケットで圧倒的な優位性を確立ために、先端の研究開発、高度な生産技術、人材への投資が、新たな高付加価値を生み出し、さらなる投資へと循環させる税制に重点を置き、最大で、法人税額等がゼロになるようにする、というプランも打ち出している。税制優遇の対象企業となるのは、特区内に新規立地する外資系企業と、特区内での法人設立、本社等の設置に拘わらず、特区内で特定分野の研究開発や拠点の新增設を行う企業である。現行の沖縄経済特区のように、新規法人設立や特区外に支店を有しないと実質的に利用が困難となる厳しい要件をつけないことを特徴としている。法人税免除の適用については、外資系企業と国内企業で違いを設けている。外資系企業は、法人課税所得の100%を黒字になった年から10年間控除するのに対し、国内企業は、拠点内に立地した特定産業については法人課税所得の50%を黒字になった年から5年間控除、エリア内に立地した特定産業については法人課税所得の25%を黒字になった年から5年間控除する、とした。(図表 1-15)¹⁹

この提案では、上記にまとめた法人税軽減の指針に基づくことによって得られる将来の増収の試算も打ち出している。ここでの計算は、法人税だけでなく、設備投資にかかわる税の減税も適用している。結果は、(図表 1-16)²⁰に示された通りである。2030年までの増減収累計試算額(増収累計額-減収累計額)は、国税関係 2786 億円の増収、地方税関係 1281 億円の増収が見込まれている。減税当初から 2015 年あたりは、法人税等の軽減のため税収は減少する。しかし、立地や投資の促進により、中長期的には増収が期待できる結果となった。一時的に「得べかりし税収」は失うが、立地による税収効果の前倒しにより、中長期的には税収減を上回る効果(「損して得とれ」)がある、と考えられている。

¹⁹ 出典：大阪府(内閣官房 地域活性化統合事務局)「関西の強みを活かす総合特区の提案」

²⁰ 出典：大阪府(内閣官房 地域活性化統合事務局)「関西の強みを活かす総合特区の提案」

WEST 論文研究発表会 2010

第2章 先行研究及び本稿の位置づけ

本章では、法人税と対内直接投資に関する先行研究を紹介し、本稿の位置づけを示す。

第1節 先行研究

佐藤 (2009)

ここでは、海外直接投資に法人税が与える効果について検証を行っている。

検証では3つの特徴がある。OECD30ヶ国間の23年間(1985年～2007年)に対する法人税の効果を検証した点、既存の静学的なパネル分析を拡張し、ダイナミック・モデル分析を行った点、System GMM推定を採用した点である。

ダイナミック・モデル分析を行う理由としては既存の研究では静学的な分析にとどまっており、前期の海外直接投資額を考慮していないことがある。その分析を拡大し、当期の海外直接投資の規模は前期の投資水準に影響をされるのではないかという仮説から前期の投資水準を考慮した分析を実施している。しかし、このダイナミック・モデル分析では、海外直接投資が増大する場合、説明変数にある実質GDP、実質為替レートおよび貿易コストに影響するという同時性による面性の問題が生じるためにSystem GMM推定を採用してこの問題を解決している。

実際の分析方法は上記の内容を踏まえ、「既存の静学的な分析」「ダイナミック・モデル」「System GMM推定を用いたダイナミック・モデル」の3つで推定している。

分析の結果は、3つの分析方法すべてにおいて法人税は海外直接投資に負で有意な効果を持ち、投資受入国の法人税率を1%引き下げると、海外直接投資が約2.4%増加することが示された。

前川(2006)

対日直接投資の現状を他の先進国と比較し、データを用いて説明している。分析では、企業の投資行動を企業価値最大化の理論モデルとして捉え、多国籍対日直接投資の企業がどのような要因によって直接投資の相手国を決定しているのかを検証している。分析では最小2乗法を用いており、以下の通り、被説明変数に対内直接投資、説明変数に法人税を含む6つの変数を使用し、分析を行っている。

$$FDI = \alpha + \beta_1 GDP + \beta_2 Kawase + \beta_3 Seicho + \beta_4 Houjin + \beta_5 FTA + \beta_6 Roudousya + \varepsilon$$

分析結果は、法人税は対内直接投資に1%有意でマイナスの結果であった。このことから高税率の法人税は、対内直接投資を押し下げる方向に働くと考えている。最後に本稿と同じく法人税率の引き下げの重要性を述べている。

WEST 論文研究発表会 2010

第2節 本稿の位置づけ

本稿の位置づけとしては、大阪に設置する経済特区では、地方税である法人事業税と法人住民税を免除し、国税である法人所得税の税率 30%のみを法人税率とする。そして、法人税率引き下げを行った時の、投資を通じた GDP への影響を計量分析ソフト Eviews を用いて予測する。引き下げは 2005 年から行ったものとして事後予測を行い、政策提言へとつなげる。

WEST 論文研究発表会 2010

第3章 分析

〈要約〉

この章では、法人税率を変化させた時の GDP の変化を、計量分析ソフトの Eviews を用いて計算する。データは 2000 年から 2007 年のデータを使用する²¹。第 1 節では、法人税率を下げることで、GDP を増加させることを目的としたマクロモデルを作成し、それぞれの推定式の説明を述べる。第 2 節では、推定式の検定結果の検証を行う。そして第 3 節では作成したマクロモデルを用い、法人税率を変化させた時の GDP の変化を見る。

使用した変数データと統計量は、以下の通りである。(図表 3-1)

{	GDP:府内実質総生産	TOUSI:府内総資本形成	SHIHON:企業設備資本	}
	KIGYOU:府内企業所得	HOUJIN:府内法人税額	HOUJINZEI:日本の法人税率	
	SONOTA : その他の GDP 構成要素			

第1節 マクロモデルの作成

本節では、法人税率を変化させた時の GDP への影響を見るためのマクロモデルを作成する。そして、それぞれの推定式の説明を述べる。

以下が、作成したマクロモデルである。

定義式 : $GDP = TOUSI + SONOTA$

推定式 : $TOUSI = C(1) + C(2) * SHIHON$

$SHIHON = C(3) + C(4) * KIGYOU + C(5) * HOUJIN$

$KIGYOU = C(6) + C(7) * GDP + [AR(1) = C(8)]$

$HOUJIN = C(9) + C(10) * \log(HOUJINZEI)$

定義式の説明変数は、法人税率を変化させた時の FDI を通じた GDP への影響を見るので、TOUSI と、SONOTA のみにする。SONOTA は、GDP の構成要素から府内総資本形成額を引いたものとする。

²¹ 出典 : 大阪府「大阪府統計年鑑」

WEST 論文研究発表会 2010

内生変数は GDP、TOUSI、SHIHON、KIGYOU、HOJIN、となり、
外生変数は SONOTA、HOJINZEI、となる。

●推定式の説明

Equation1

$$\text{TOUSI} = \text{C}(1) + \text{C}(2) * \text{SHIHON}$$

総資本形成とは、民間法人企業、公的企業、一般政府、家計（個人企業）及び対家計民間非営利団体の支出（購入及び自己生産物の使用）のうち、中間消費とならないものであり、総固定資本形成と在庫品増加からなる。²² 企業設備資本が増加すると、総固定資本形成も増加するので、予想する相関関係は正の相関である。

Equation2

$$\text{SHIHON} = \text{C}(3) + \text{C}(4) * \text{KIGYOU} + \text{C}(5) * \text{HOJIN}$$

企業設備資本は、企業所得と法人税額に影響を受けるという推定である。企業所得が増加すると企業設備資本は増加し、法人税額が増加すると企業設備資本は減少する。よって、予想する相関関係は、企業所得は正、法人税額は負の相関関係である。

Equation3

$$\text{KIGYOU} = \text{C}(6) + \text{C}(7) * \text{GDP} + [\text{AR}(1) = \text{C}(8)]$$

企業所得が GDP の影響を受けるという推定である。KIGYOU = C(6) + C(7)*GDP の推定式で推定した所、ダービン・ワトソン値が異常な数値を示していたため系列相関が発生していると考えられたので、修正するために自己回帰モデルを使用した。AR(1)は、1期前の誤差項が今期の推定式に影響を与えていると仮定し、修正するためのモデルである。予想される相関関係は、GDPが増加すると企業の所得も増加すると考えられるため、正の相関関係である。

Equation4

$$\text{HOJIN} = \text{C}(9) + \text{C}(10) * \log(\text{HOJINZEI})$$

法人税額が、法人税率の影響を受けるという推定である。法人税額が数値であるのに対し、法人税率は比率であるので、対数変換を行い計算する。予想される相関関係は正の相関関係である。

²² 引用：大阪府統計課「統計にかかる用語解説」<http://www.pref.osaka.jp/toukei/gdp/yougo.html>

WEST 論文研究発表会 2010

第 2 節 検定結果の検証

この節では、推定式の検定結果から、推定式の妥当性を検証する。その後、推定式に定義式を加えたモデルに基づいた計算値と実績値のグラフと数値を掲載する。

Equation1

$$\text{TOUSI} = C(1) + C(2) * \text{SHIHON}$$

$$\text{TOUSI} = 4788062.84994 + 0.570148850123 * \text{Shihon}$$

(8.421080) (5.419121)

(※括弧内の数値はt値の絶対値)

Dependent Variable: TOUSI

Method: Least Squares

Date: 11/16/10 Time: 16:01

Sample: 2000 2007

Included observations: 8

Variable	Coefficient	Std. Error	t-Statistic	Prob.
C	4788063.	568580.6	8.421080	0.0002
SHIHON	0.570149	0.105211	5.419121	0.0016
R-squared	0.830350	Mean dependent var		7860970.
Adjusted R-squared	0.802075	S.D. dependent var		265137.2
S.E. of regression	117956.4	Akaike info criterion		26.40634
Sum squared resid	8.35E+10	Schwarz criterion		26.42620
Log likelihood	-103.6253	Hannan-Quinn criter.		26.27239
F-statistic	29.36687	Durbin-Watson stat		1.726964
Prob(F-statistic)	0.001634			

※英語部分の説明(以降の推定式の検定結果についても同様)

Dependent Variable:被説明変数

Method:最小 2 乗法

Sample:推計期間

Included observations:標本数

Coefficient:係数

Std.Error:係数の標準誤差

t-Statistic(t 値):2 以上が望ましい

Prob(t 値の現れる確率):0.05 以下が望ましい

R-squared(決定係数):1 に近い方が望ましい

WEST 論文研究発表会 2010

- Adjusted R-squared(自由度修正済み決定係数):1 に近い方が望ましい
- S.E. of regression:回帰の標準誤差
- Sum squared resid(残差 2 乗和):小さいほど良い
- Log likelihood(残差の対数尤度):大きいほど良い
- F-statistic(F 値):大きいほど良い
- Prob(F-statistic):F 値の現れる確率
- Mean dependentvar:被説明変数の平均
- S.D.dependentvar:被説明変数の分散
- Akaike info criterion(赤池情報基準):小さいほど良い
- Schwarz-Quinn criter(シュワルツ情報基準):小さいほど良い
- Durbin-Watson stat(ダービン・ワトソン統計量):2 に近いほど系列相関がない

推定式が統計的に有意であるかどうかは、検定結果の **t-Statistic** の絶対値が 2 以上であるか、**Prob** の値が 0.05 以下であるという点から判断する。この 2 点を満たせば、有意水準 5% で被説明変数と説明変数が相関関係を持つといえる。

また、**R-squared** と **Adjusted R-squared** が 1 に近いほど式の当てはまりがよく、**Durbin-Watson stat** が 2 に近いほど残差の系列相関がないといえる。

(※以降の検証についても同様)

以上の点から推定式の妥当性を判断すると、**t-Statistic** の値は 2 以上で、**Prob** の値は 0.05 以下であり、**R-squared** と **Adjusted R-squared** が共に 1 に近いといえる。よって、この推定式は十分に有意であると判断する。また、の相関関係は正の相関関係である。

Equation2

$$\text{SHIHON} = C(3) + C(4) * \text{KIGYOU} + C(5) * \text{HOUJIN}$$

$$\text{SHIHON} = 2236229.29794 + 0.351276892857 * \text{KIGYOU} + 0.58138736047 * \text{HOUJIN}$$

(4.809139)

(2.087001)

(1.802697)

(※括弧内の数値はt値の絶対値)

Dependent Variable: SHIHON

Method: Least Squares

Date: 11/16/10 Time: 16:01

Sample: 2000 2007

Included observations: 8

Variable	Coefficient	Std. Error	t-Statistic	Prob.
C	2236229.	464995.8	4.809139	0.0048

WEST 論文研究発表会 2010

KIGYOU	0.351277	0.168317	2.087001	0.0912
HOUJIN	0.581387	0.322510	1.802697	0.1313
<hr/>				
R-squared	0.910797	Mean dependent var	5389658.	
Adjusted R-squared	0.875115	S.D. dependent var	423753.2	
S.E. of regression	149750.3	Akaike info criterion	26.95132	
Sum squared resid	1.12E+11	Schwarz criterion	26.98111	
Log likelihood	-104.8053	Hannan-Quinn criter.	26.75040	
F-statistic	25.52584	Durbin-Watson stat	1.933904	
Prob(F-statistic)	0.002377			

推定結果を検証すると、KIGYOU の Prob、HOUJIN の Prob と t-Statistic がやや低くなったが R-squared と Adjusted R-squared が十分 1 に近く、Durbin-Watson stat が 2 に近いので、推定式全体は妥当であると判断する。相関関係は、企業所得、法人税額ともに正の相関関係である。

Equation3

$$KIGYOU = C(6) + C(7)*GDP + [AR(1)=C(8)]$$

$$KIGYOU = -25280069.9507 + 0.768333904162*GDP + [AR(1)=-0.803370095379]$$

(11.44469) (13.78931) (2.615721)

(※括弧内の数値はt値の絶対値)

Dependent Variable: KIGYOU

Method: Least Squares

Date: 11/16/10 Time: 16:01

Sample (adjusted): 2001 2007

Included observations: 7 after adjustments

Convergence achieved after 3 iterations

Variable	Coefficient	Std. Error	t-Statistic	Prob.
C	-25280070	2208891.	-11.44469	0.0003
GDP	0.768334	0.055720	13.78931	0.0002
AR(1)	-0.803370	0.307131	-2.615721	0.0591

WEST 論文研究発表会 2010

R-squared	0.956895	Mean dependent var	5259792.
Adjusted R-squared	0.935342	S.D. dependent var	688476.7
S.E. of regression	175065.4	Akaike info criterion	27.28123
Sum squared resid	1.23E+11	Schwarz criterion	27.25805
Log likelihood	-92.48432	Hannan-Quinn criter.	26.99472
F-statistic	44.39799	Durbin-Watson stat	2.442042
Prob(F-statistic)	0.001858		

Inverted AR Roots - .80

検定結果の英語部分の意味は同じだが、Inverted AR Roots の値が 1 に近いときは反転不能であり、AR(1)を追加したモデルが不適切であったことになる。

検定結果を検証すると、t-Statistic, Prob 共に適切であり、R-squared と Adjusted R-squared, Durbin-Watson stat も適切である。Inverted AR Roots の値も 1 に近くないため、AR(1)を追加したモデルが適切であることが分かる。以上より、推定式は有意であると判断する。

Equation4

$$\text{HOUJIN} = \underset{(6.418649)}{C(9)} + \underset{(60219991)}{C(10)} \cdot \log(\text{HOUJINZEI})$$

$$\text{HOUJIN} = 73067994.52 - 19004298.2371 \cdot \text{LOG}(\text{HOUJINZEI})$$

(※括弧内の数値はt値の絶対値)

Dependent Variable: HOUJIN

Method: Least Squares

Date: 11/16/10 Time: 16:18

Sample: 2000 2007

Included observations: 8

Variable	Coefficient	Std. Error	t-Statistic	Prob.
C	73067995	11383708	6.418646	0.0007
LOG(HOUJINZEI)	-19004298	3055358.	-6.219991	0.0008

R-squared	0.865737	Mean dependent var	2262029.
Adjusted R-squared	0.843359	S.D. dependent var	334961.7

WEST 論文研究発表会 2010

S.E. of regression	132570.6	Akaike info criterion	26.63994
Sum squared resid	1.05E+11	Schwarz criterion	26.65980
Log likelihood	-104.5597	Hannan-Quinn criter.	26.50599
F-statistic	38.68829	Durbin-Watson stat	2.502573
Prob(F-statistic)	0.000798		

t-Statistic, Prob R-squared, Adjusted R-squared, Durbin-Watson statのどれも適切である。よって、推定式も有意である。相関関係は負である。相関関係が予想と異なっていたことは、今後の課題であるといえる。

(図表3-2) と (図表3-3) は、以上の4つの推定式に定義式を加えたモデルのグラフと数値である。次節では、この計算値を用いたシュミレーションを行う。

第3節 シュミレーション

法人税率を2005年から30%に引き下げた時のGDPの変化を見る。30%という税率は、地方税である、法人事業税と法人住民税を撤廃した時の税率である。また、標本数が8と少なく、永久的に引き下げた時の事前予測が出来なかったため、2005年から法人税率を引き下げている場合の事後予測を行う事とする。

以下に、GDPの計算値と法人税率引き下げを行った場合の予測値のグラフ(図表3-4)と数値(図表3-5)を掲載する。シュミレーション結果を見ると、法人税率を30%に引き下げた2005年からGDPが2兆円程度増えていることが分かる。

以上の分析から、法人税率の引き下げがGDPを増加させる効果があることが分かった。次章以降で政策提言としてまとめていく。

WEST 論文研究発表会 2010

第4章 政策提言

分析結果より、法人税の引き下げがGDPの押し上げ効果をもたらすことが分かった。これをもとに政策提言を行う。

本稿では、法人税率の引き下げを政策提言とする。提言内容は、法人実効税率を現在の40.69%から、地方税である法人事業税と法人住民税を免除し、国税である法人税の税率のみを実効税率として適用する。適用する地域は、大阪府とし、ここを経済特区とする。

ここで、法人税率の引き下げが投資を通じてGDPに及ぼす影響に着目する。現状分析より、日本の法人実効税率が他国に比べて高いことが分かった。その内の、国税の30%という値は世界標準並みであるが、日本の場合、その上に地方税である法人事業税と法人住民税が加算されるため、企業に対する負担が重くのしかかっているのである。そのため、外資系企業の誘致が進まず、対日直接投資拡大の障害となっている。また、国内企業が、法人税率が低い他国へ移転し、産業の空洞化を引き起こすという問題も考えられる。このような問題点を解決するための手段として、日本の国際競争力を高める、法人税率の引き下げは急務であるといえる。佐藤(2009)、前川(2006)では、法人税率の引き下げは対内直接投資の拡大を通じて投資を増やすことが述べられている。この観点をもとに、我々は、法人税率の引き下げが投資を通じてGDPに及ぼす影響について分析を行った。その結果、法人税率を30%に引き下げると、大阪府のGDPが約2兆円増加するということが分かった。このような結果は、法人税の引き下げがGDPに対しプラスの経済効果をもたらすことを示唆している。

よって我々は、法人税率引き下げがGDPへ良い刺激を与えるということを根拠に、「大阪に経済特区を設置し、法人実効税率を30%に引き下げる」という政策を提言する。

WEST 論文研究発表会 2010

【参考文献】

《先行論文》

前川聡子研究会(2006)『対日直接投資拡大で日本活性化』関西大学

佐藤智紀(2009)『法人税と海外直接投資の実証分析』前財務総合政策研究所研究部

《参考文献》

経済産業省 <http://www.meti.go.jp/>

(2010)『通商白書』

(2009)『通商白書』

(2008)『通商白書』

(2007)『通商白書』

(2006)『通商白書』

橋下徹(2010)『アジア(世界)と日本の「中継都市」をめざして～「国際戦略総合特区」(含 国際ツーリズム戦略)の提案～』

<http://www.minshu-osaka.jp/torikumi/seisaku2010/image/pdf/2010.06.10-PM2.pdf>

『日本を熱くする大阪・関西の総合特区』

<http://www.pref.osaka.jp/attach/2920/00055877/4.pdf>

『特区制度を活用した大阪・関西の成長戦略』

<http://www.pref.osaka.jp/attach/8180/00046603/tokku.pdf>

『関西の強みを活かす総合特区の提案』

http://www.pref.osaka.jp/hodo/attach/hodo-04898_4.pdf

みずほ総合研究所 (2007)『法人税率引き下げが経済に及ぼす影響～設備投資、賃金、税収へのインパクト』

<http://www.mizuho-ri.co.jp/research/economics/pdf/argument/mron0710-1.pdf>

(2007)『課税ベース拡大の法人実効率への影響～Firm specific な実効税率を用いた分析～』

<http://www.mizuho-ri.co.jp/research/economics/pdf/report/report10-0830.pdf>

藤井英彦(2007)『急がれる我が国法人税率の引き下げ』

<http://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/pdf/report/ber/detail/131/op-cotax.pdf>

荒井晴仁(2008)『マクロでみた法人税率の日米比較について』

http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/refer/200801_684/068403.pdf

土居史朗(2010)『法人税の帰着に関する動学的分析—簡素なモデルによる分析—』

<http://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/10j034.pdf>

WEST 論文研究発表会 2010

第一生命経済研究所(2008)『求められる法人税率の引き下げ～▲5%の引き下げで、実質 GDP を 3.8 兆円押し上げ～』

http://group.dai-ichi-life.co.jp/dlri/rashinban/pdf/et08_062.pdf

《データ出典》

財務省『法人税など(法人課税)に関する資料(平成 22 年 10 月)』

<http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryou/houzin.htm>

OECD 『Revenue Statistics 1965-2008,2009』

http://www.oecd.org/document/4/0,3343,en_2649_34533_41407428_1_1_1_1,00.html

日本銀行『本邦対外資産負債残高』

<http://www.boj.or.jp/theme/research/ron/research/teirei/iip/index.htm>

内閣府『国民経済計算』 <http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/toukei.html>

財団法人国際貿易投資研究所『国際比較統計』 <http://www.iti.or.jp/>

経済産業省『08 年版海外進出企業総覧国別編』 <http://www.meti.go.jp/>

KPMG インターナショナル『各国法人税率調査』

http://www.kpmg.or.jp/resources/research/r_tax200611_1.html

OECD 『Taxation of corporate and capital income Table2.1』

http://stats.oecd.org/Index.aspx?DataSetCode=AEO_TAB21_CORRUPTION_PERCEPTION_INDEX

大阪府(内閣官房 地域活性化統合事務局)『関西の強みを活かす総合特区の提案』

第一生命経済研究所経済調査部 Economic Trends『求められる法人税の引き下げ』

財務省『国際収支統計』 <http://www.mof.go.jp/1c004.htm>

日本貿易機構『第 9 回対日直接投資に関する外資系企業の意識調査』

<http://www.jetro.go.jp/world/japan/reports/05000637>

帝国データバンク『法人課税の実効税率等に対する企業の意識調査』

http://www.tdb.co.jp/report/watching/press/keiki_w1007.html

大阪府「大阪府統計年鑑」 <http://www.pref.osaka.jp/toukei/nenkan/index.html>

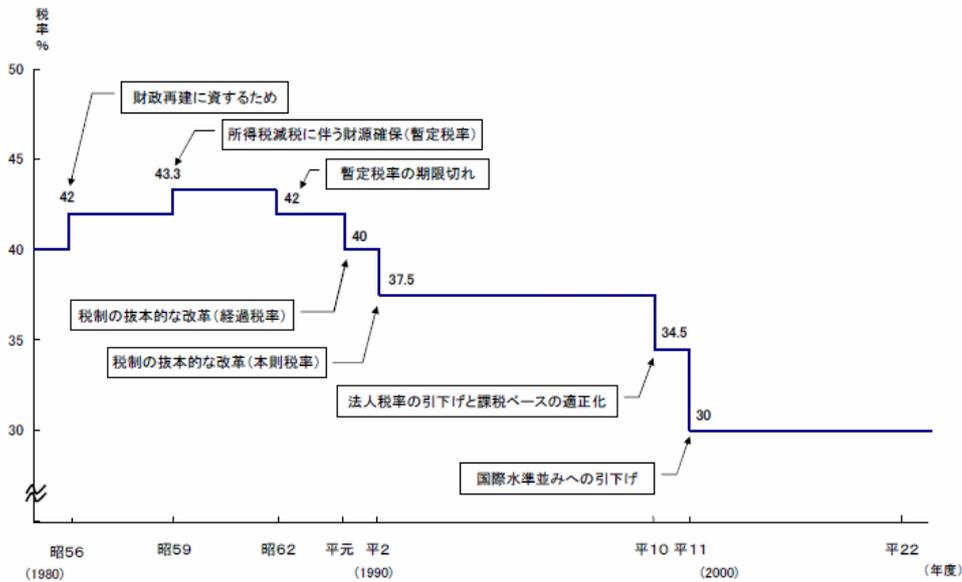
大阪府統計課「統計にかかる用語解説」 <http://www.pref.osaka.jp/toukei/gdp/yougo.html>

WEST 論文研究発表会 2010

【図表】

図表 1-1 法人税（国税）の推移

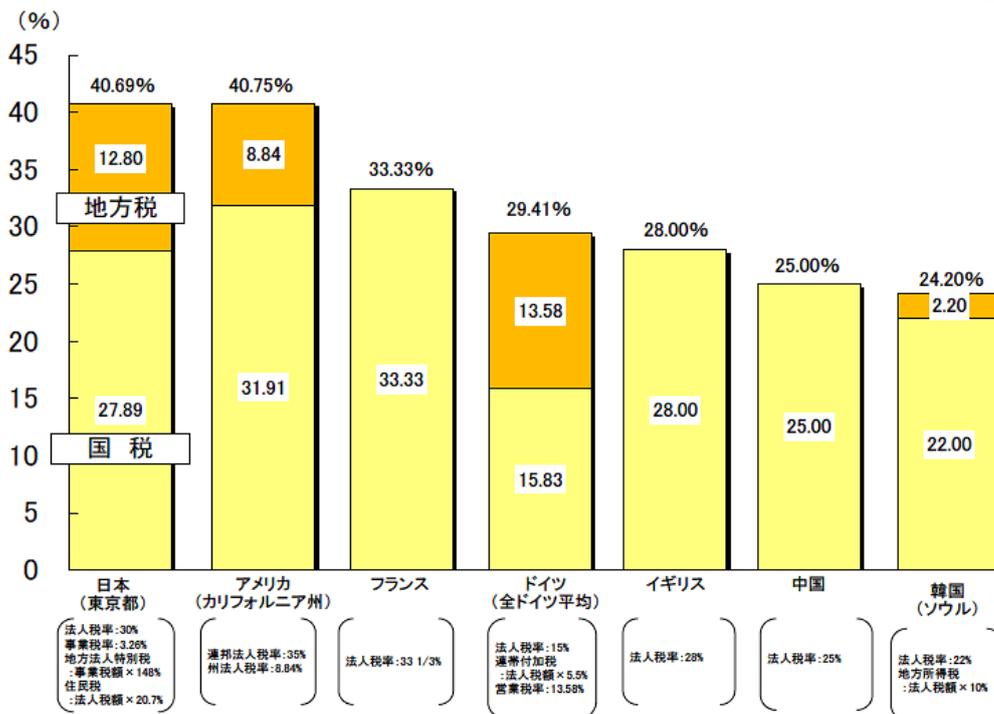
出典：財務省「法人税など(法人課税)に関する資料(平成 22 年 10 月)」より



図表 1-2 法人所得課税の実効税率の国際比較

出典：財務省「法人税など(法人課税)に関する資料(平成 22 年 10 月)」より

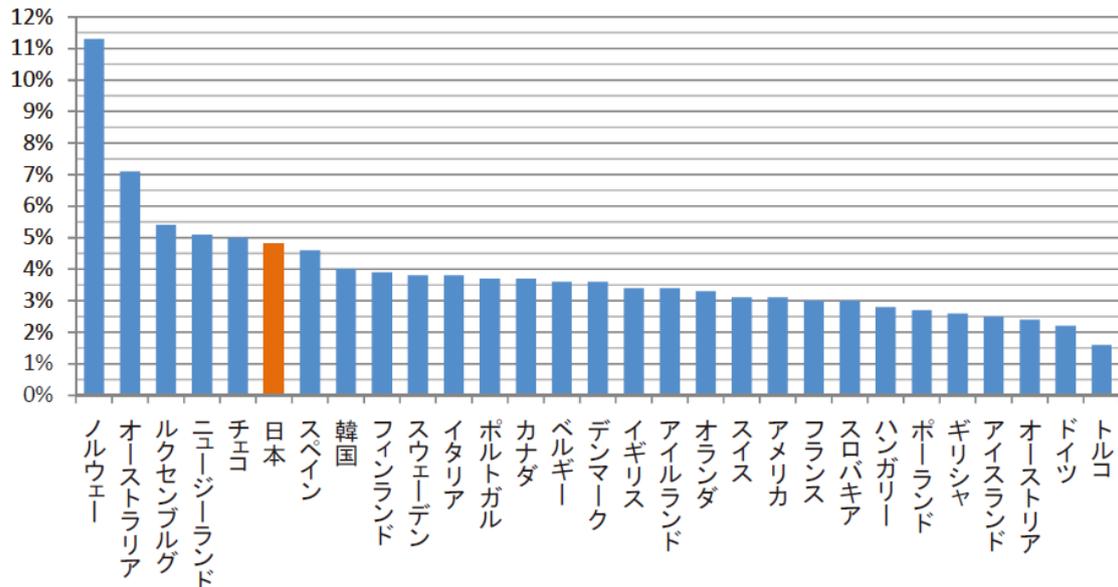
(2010年1月現在)



WEST 論文研究発表会 2010

図表 1-3 各国の法人所得課税の税収の対GDP比

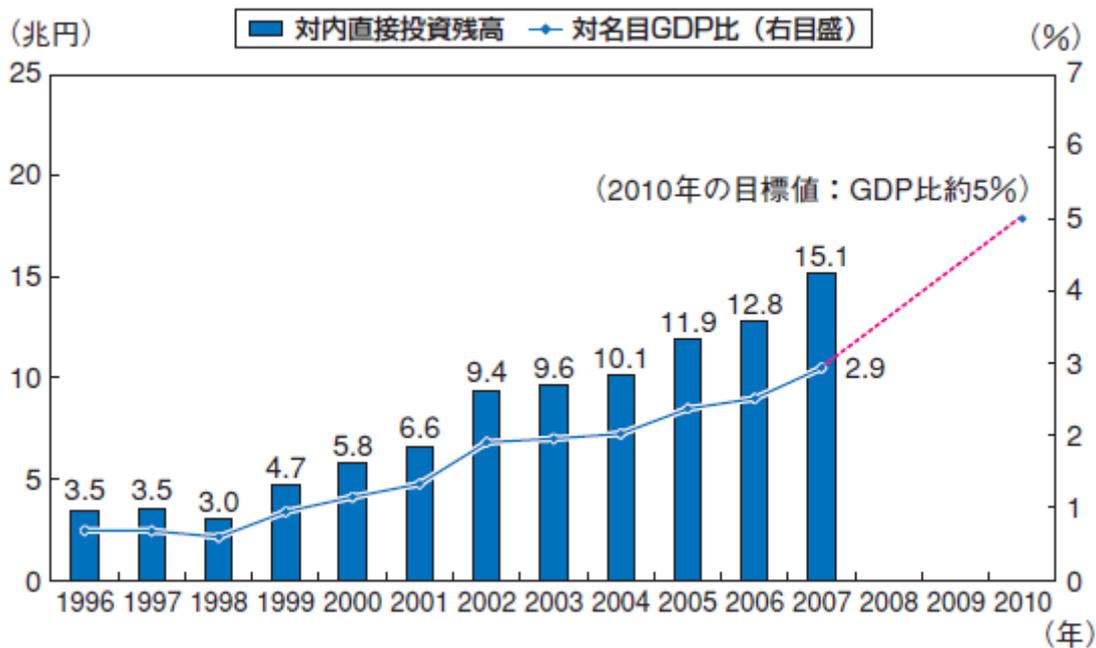
出典：OECD 「Revenue Statistics 1965-2008, 2009」



(出典) OECD, Revenue Statistics 1965-2008, 2009, p.83.

図表 1-4 わが国の対内直接投資残高およびその対名目GDP比の推移

出典：財務省、日本銀行「本邦対外資産負債残高」、内閣府「国民経済計算」



WEST 論文研究発表会 2010

図表 1-5 国別の対内直接投資額及び、その対GDP比 (2007)

出典：財団法人国際貿易投資研究所「国際比較統計」

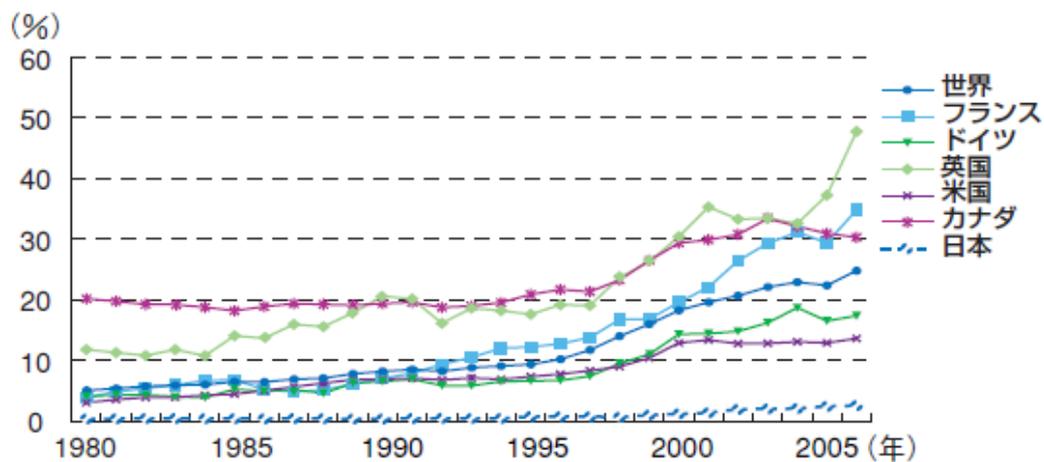
(単位：100万ドル)

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ
対内直接投資	22,180	275,758	197,786	56,498
GDP	4,379,749	13,841,300	2,771,504	3,323,561
対 GDP (%)	0.51	1.99	7.14	1.70

フランス	カナダ	イタリア	スウェーデン	中国
105,809	111,412	40,043	21,815	138,413
2,556,601	1,425,780	2,101,437	454,312	3,241,775
4.14	7.81	1.91	4.80	4.27

図表 1-6 対内直接投資残高対名目GDP比の推移

出典：KPMGインターナショナル「各国法人税率調査」



備考：日本については、1995年以降は財務省／日本銀行「本邦対外資産負債残高」に基づく。

WEST 論文研究発表会 2010

図表 1-7 各国の対内直接投資残高と対内直接投資収益率

出典：経済産業省「通商白書 2008」

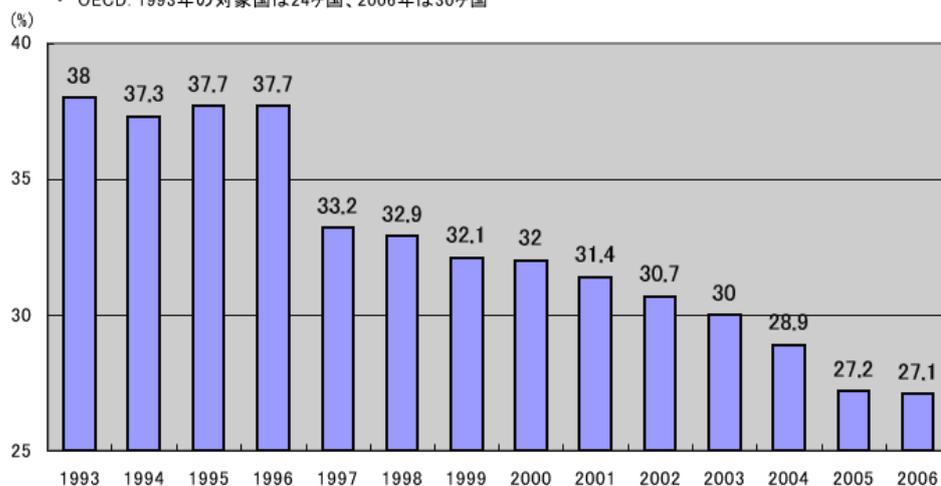
各国の対内直接投資残高 (10億ドル)		各国の対内直接投資収益率 (%)			
1	米国	1789.1	1	チリ	25.28
2	英国	1135.3	2	アイルランド	22.04
3	フランス	782.8	3	ロシア	17.50
4	香港	769.0	4	ポーランド	12.64
5	ベルギー	603.4	5	ハンガリー	12.49
6	ドイツ	502.4	6	スイス	11.41
7	オランダ	451.5	7	チェコ	10.40
8	スペイン	443.3	8	中国	9.99
9	カナダ	385.2	9	豪州	9.78
・			10	ドイツ	9.36
・			11	スウェーデン	9.25
・			12	オーストリア	9.14
21	日本	107.6	13	日本	8.37
			14	香港	8.01
			15	米国	7.60
			16	英国	7.72
			17	カナダ	7.12
			18	オランダ	7.11
			19	デンマーク	6.84
			20	南アフリカ	6.29

備考：1. 投資収益率の算出方法は投資収益(支払)/対内直接投資残高により計算。
2. なお、ここでは、対内直接投資残高の上位30か国の中で収益率を比較している。
資料：財団法人国際貿易投資研究所「国際比較統計」。
原出所：IMF「BOP」、UNCTAD「WIR 2007」。

図表 1-8 全対象国の平均法人税率の推移 (1993~2006)

出典：KPMGインターナショナル「各国法人税率調査」

*1993年の調査対象国は23ヶ国、2006年の対象国は86ヶ国であった。
・ ASPAC: 1993年の対象国は2ヶ国、2006年は19ヶ国
・ EU: 1993年の対象国は15ヶ国、2006年は25ヶ国
・ LAT(南米、カリブ諸国): 1995年は1ヶ国、2006年は19ヶ国
・ OECD: 1993年の対象国は24ヶ国、2006年は30ヶ国

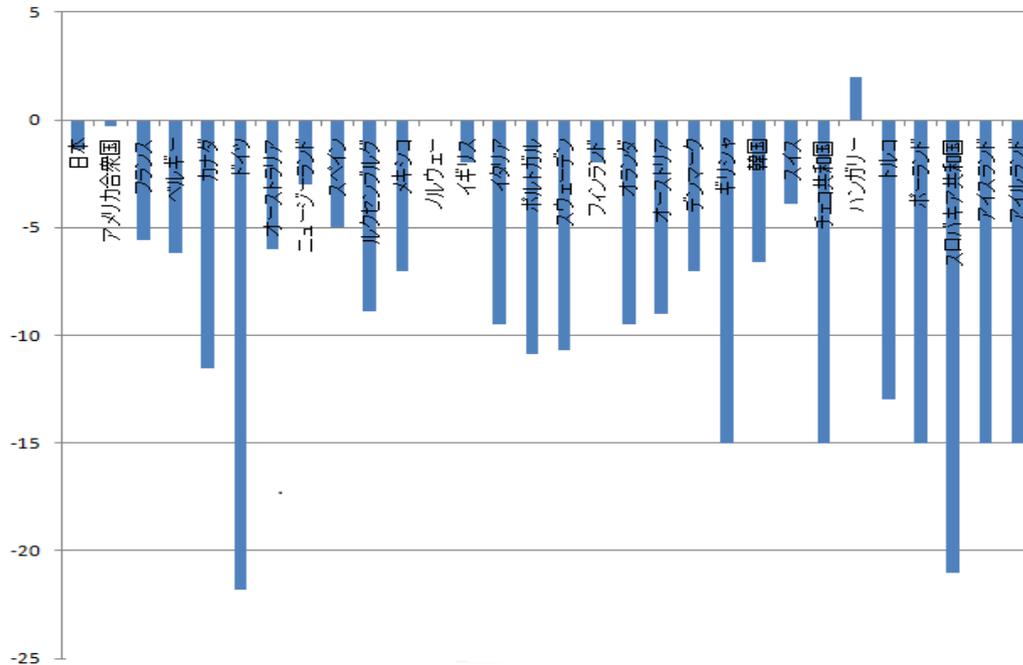


出典：2006年 KPMGインターナショナル「各国法人税率調査」

WEST 論文研究発表会 2010

図表 1-9 10年間の実効税率の変移・国別(1999~2009)

出典：OECD 「Taxation of corporate and capital income Table2.1」



図表 1-10 各国の税率引き下げ政策

出典：大阪府（内閣官房 地域活性化統合事務局）「関西の強みを活かす総合特区の提案」

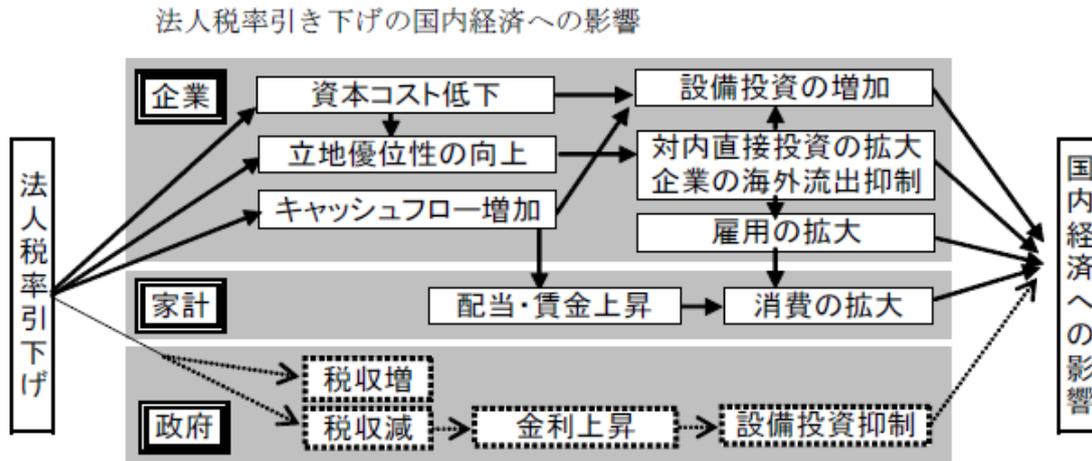
		韓国	中国	マレーシア	アラブ首長国連邦
		仁川経済自由区域	経済特区（深圳等） 上海浦東新区	マルチメディア スーパーコリドー	フリーゾーン（ジュベル・アリ・フリーゾーン等）
法人税		外資に対して法人税、所得税を 5年間100%免除その後2 年間50%免除	ハイテク企業は2年間100% 免除 その後3年間50%免除	II期開発地で認定された企業 に対して10年間100%免除	法人税、所得税50年間免除
その他	取得税、登録税など	10年間100% その後3年間50%免除			
	関税	3年間100%免除	輸入設備の関税免除、輸出入 貨物の関税優遇	マルチメディア関連機器の輸入 関税免除	100%免除（製造業） 利益等の本国送金自由
	消費税・付加 価値税等	3年間100%免除	輸入設備の増値税免除		

WEST 論文研究発表会 2010

図表 1-11 法人税率引き下げの国内経済への影響

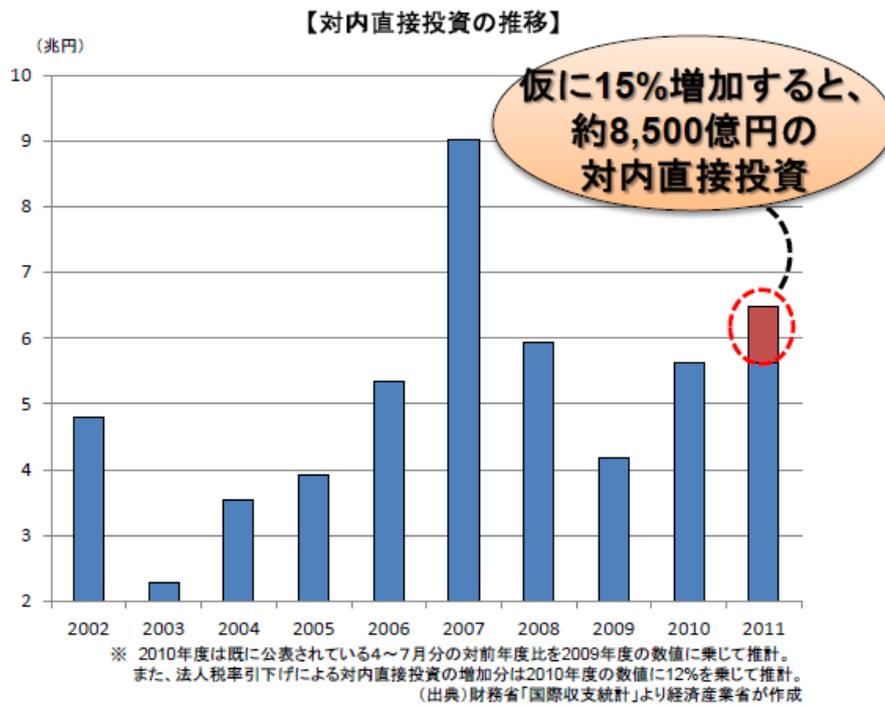
出典：第一生命経済研究所経済調査部 Economic Trends

「求められる法人税の引き下げ」(2008.6.16)



図表 1-12 対内直接投資の推移

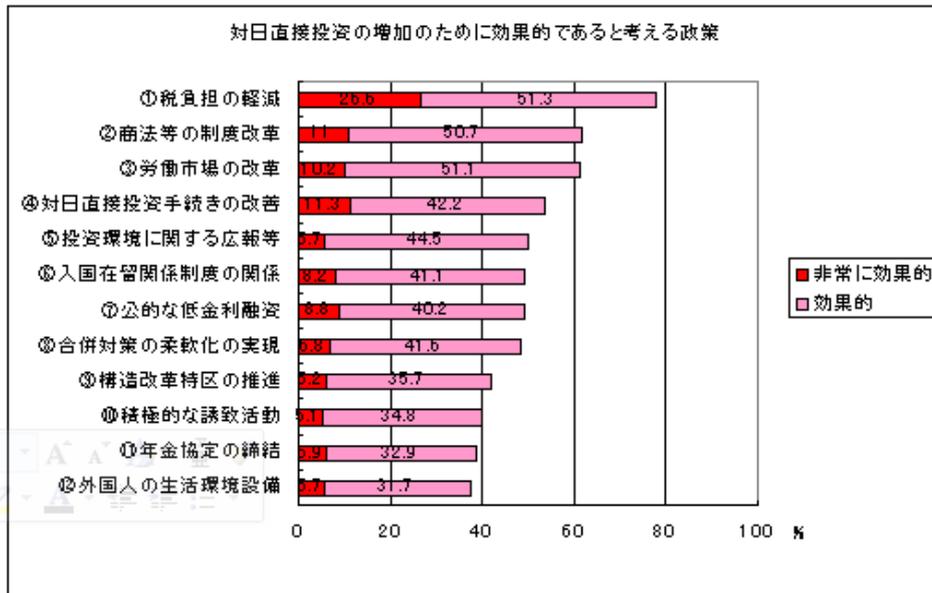
出典：財務省「国際収支統計」 経済産業省



WEST 論文研究発表会 2010

図表 1-13 対日直接投資の増加のために効果的であると考える政策（アンケート）

出典：日本貿易機構「第9回対日直接投資に関する外資系企業の意識調査」



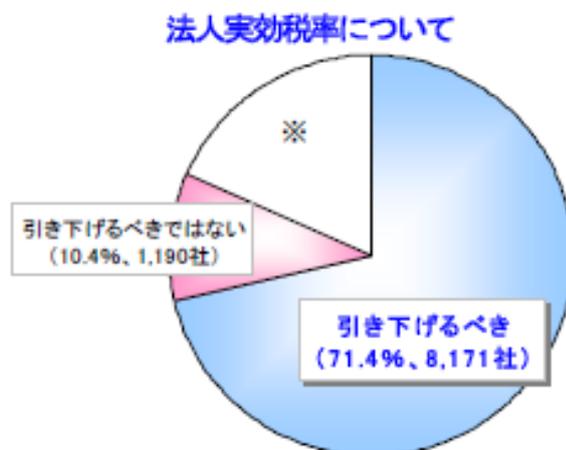
※対日直接投資を増やすためにはどのような政策をすれば効果的か、という質問に対し、「効果的」「非常に効果的」と回答した企業の割合。

※在日外資系企業（外資出資比率が3分の1以上）2684社を対象に行ったアンケート調査。回答企業数は353社。

図表 1-14 法人課税や実効税率等に対する企業の意識についての調査
法人課税の実効税率について引き下げの是非（アンケート）

出典：帝国データバンク「法人課税の実効税率等に対する企業の意識調査」

2010年8月4日



注1: ※は「分からない」企業18.2% (2,085社)
注2: 母数は有効回答企業1万1,446社

WEST 論文研究発表会 2010

図表 1-15 大阪府が考える優遇税制（国内企業対象）

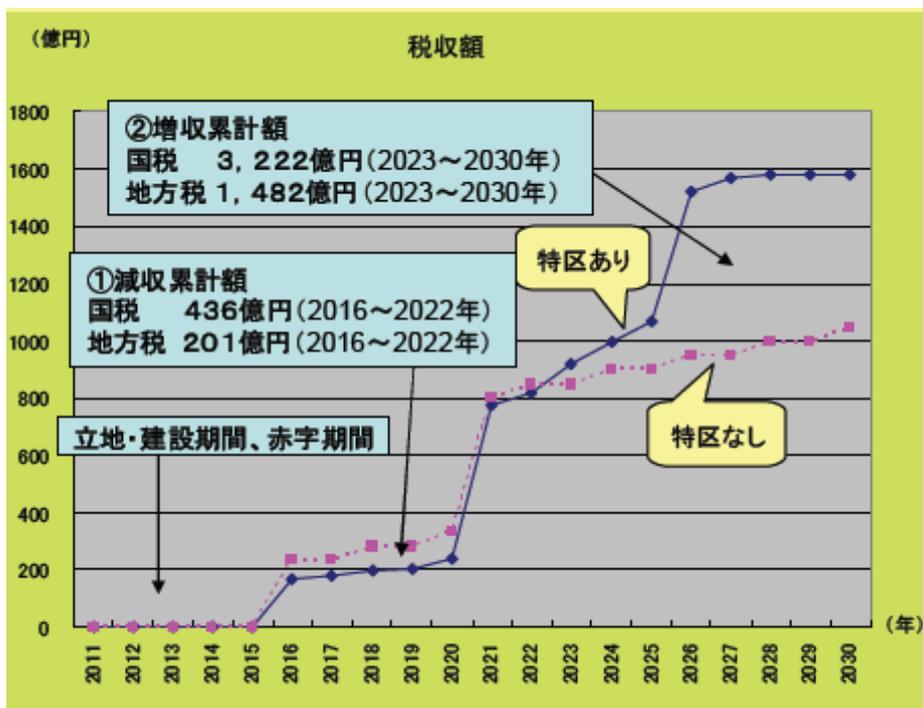
出典：大阪府（内閣官房 地域活性化統合事務局）「関西の強みを活かす総合特区の提案」

	法人税所得控除・地方税等	研究開発税制	設備投資税制(税額控除、特別償却等)	選択制
特区以外 (既存制度)	-	・研究開発費を法人税額の20% (H23.3まで30%) 相当額まで税額控除	・基準取得価額の30%相当額の特別償却又は基準取得価格の7%(法人税額の20%まで)の税額控除	
特区	拠点	・研究開発税制の強化 【研究開発費の30%までを税額控除(控除限度額は、法人税額と同等)】	・建物取得原価8%相当額又は機械15%相当額(控除限度額は、法人税額と同額)の税額控除 ・建物について25%、機械について50%の償却率の特別償却 ・事業用資産の買い替え特例	・所得控除、研究開発税制所及び設備投資税額控除の併用適用可 ⇒事実上無税も
	エリア	・研究開発税制の強化 【研究開発費の30%までを税額控除(控除限度額は法人税額の50%)】	・建物取得原価8%相当額又は機械15%相当額(控除限度額は、法人税額と同額)の税額控除 ・建物について25%、機械について50%の償却率の特別償却 ・事業用資産の買い替え特例	・所得控除、研究開発税制及び設備投資税制のいずれかを選択⇒組合わせにより実効税率を10%台へ

8

図表 1-16 国際戦略総合特区における法人税等の軽減の将来増収試算例

出典：大阪府（内閣官房 地域活性化統合事務局）「関西の強みを活かす総合特区の提案」

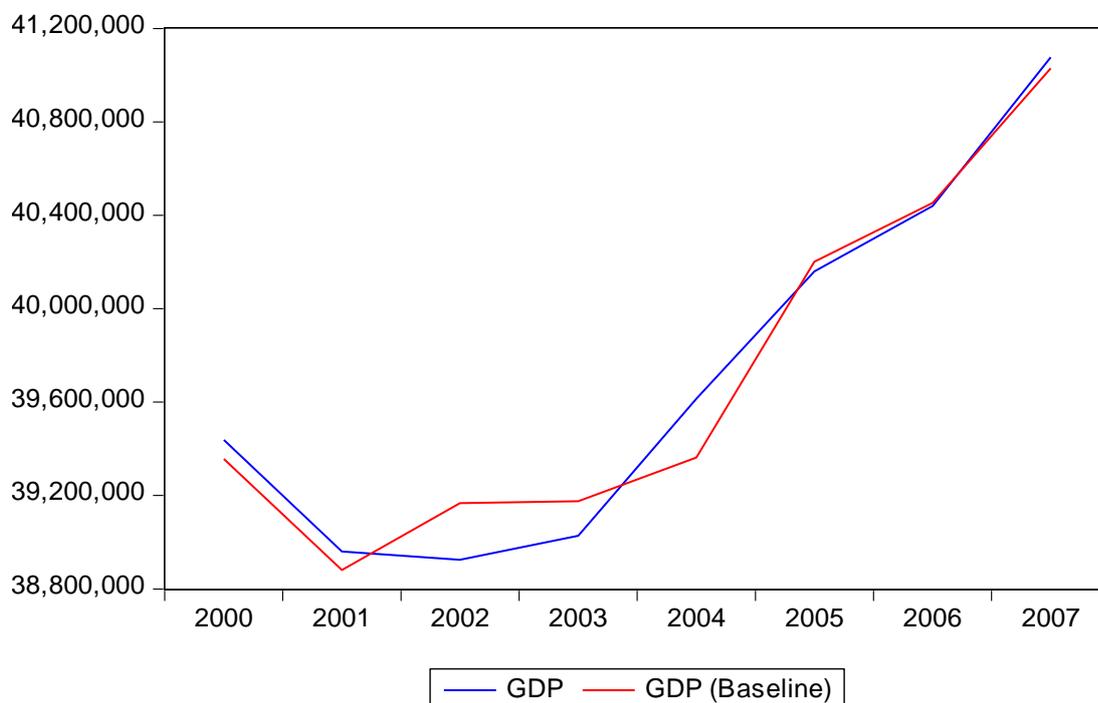


図表 3-1 変数データの統計量

(単位：100万円)

	GDP	HOUJIN	HOUJINZEI	KIGYOU	SHIHON	TOUSI	SONOTA
平均値	39705271	2262029.	41.50875	5233233.	5389658.	7860970.	31844301
中央値	39526702	2185558.	42.00000	5050932.	5272993.	7899741.	31626961
標準偏差	786372.1	334961.7	0.677989	641817.0	423753.2	265137.2	551503.9

図表 3-2 GDP の実績値と計算値



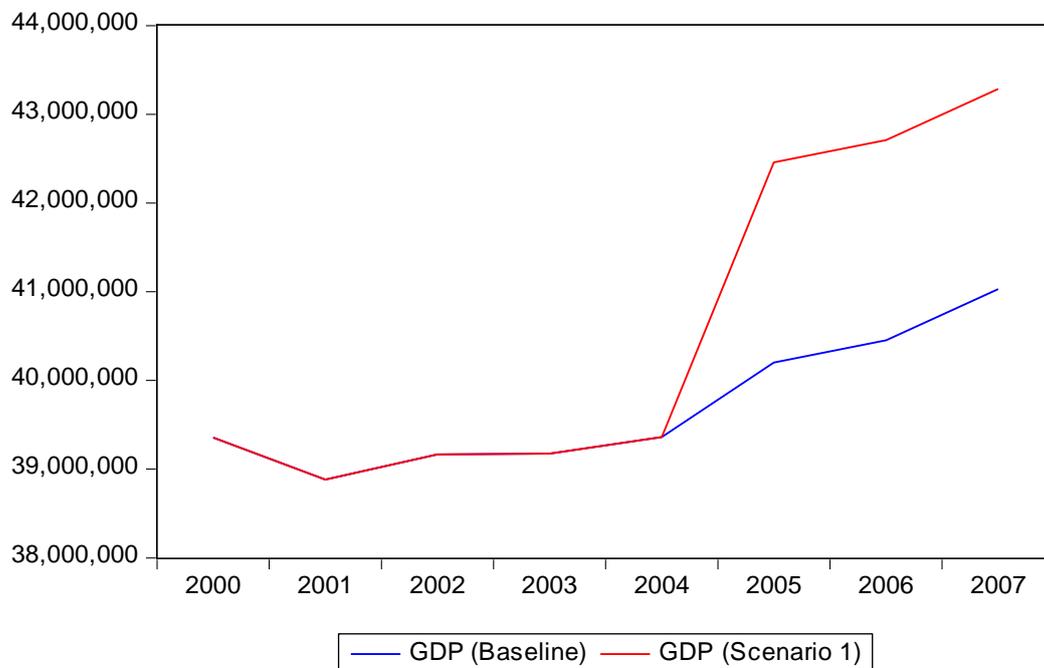
WEST 論文研究発表会 2010

図表 3-3 GDP の実績値と計算値

(単位：100万円)

	GDP(実績値)	GDP(計算値)
2000	39438708	39357020
2001	38960843	38881560
2002	38924388	39166960
2003	39027392	39175020
2004	39614696	39362940
2005	40159715	40201560
2006	40440380	40453380
2007	41076049	41029160

図表 3-4 GDP の計算値と法人税率の引き下げを行った場合の予測値



図表 3-5 GDP の計算値と法人税率の引き下げを行った場合の予測値

(単位：100 万円)

	GDP(計算値)	GDP(予測値)
2000	39357020	39357020
2001	38881560	38881560
2002	39166960	39166960
2003	39175020	39175020
2004	39362940	39362940
2005	40201560	42458490
2006	40453380	42710310
2007	41029160	43286090